

令和元年度
福島町議会定例会
12月会議議案

福島町

議案第33号

危険木から町民の生命・財産を守る条例の制定について

危険木から町民の生命・財産を守る条例を次のとおり定める。

令和元年12月11日提出

福島町長 鳴海 清春

危険木から町民の生命・財産を守る条例

(目的)

第1条 この条例は、町民の生命及び財産を保護するため、危険木除去等の対策に関し必要な事項を定めることにより、町民の安全及び良好な生活環境を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅等とは、町内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされているものという。ただし、国又は地方公共団体が所有、又は管理するものを除く。

(2) 危険木とは、目通り直径が概ね20センチメートル以上で、かつ、樹高が概ね5メートル以上のもので、転倒、幹折れ又は根返りが発生し住宅等に被害を与えるおそれがある立木をいう。

(町の責務)

第3条 町は、町民等から倒木の危険性がある旨の報告及び通報を受けた場合は、直ちに現場を確認し、危険木と判断した場合は、所有者へ直ちに必要な措置を講じるよう要請する。

(所有者の責務)

第4条 立木の所有者は、立木が危険木とならないよう適正な管理をするとともに、町からの要請があつた場合は、速やかに対策を講じるよう努めなければならない。

(勧告)

第5条 町長は、要請を行つたにもかかわらず、当該立木がなお危険木の状態にあるときは、当該所有者に対し危険木の除去において必要な措置を勧告することができる。

(命令)

第6条 町長は、前条の勧告を受けた立木の所有者が、その勧告に従わないときは、必要な限度において履行期限を定め、当該危険木の除去を命令することができる。

2 前項の規定により命令を受けた者は、その命令に基づく措置を行つたときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(立入調査等)

第7条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、必要と認める場所に職員を立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを掲示しなければならない。

(応急措置)

第8条 町長は、危険木が倒木の恐れにより、生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が迫っているとき、又は、道路の通行など地域の交通安全の妨げとなっているときは、その状態を回避するため、必要最小限度の措置を講ずることができる。

2 町長は、前項の措置を講じるときは、立木の所有者の同意を得て実施することとする。ただし、調査の結果、所有者が不明の場合など速やかに同意を得ることが困難な場合は、その限りではない。

3 町長は、前々項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該危険木の所有者から徴収することができる。

(助成)

第9条 町長は、倒木による危険性を除去するため、危険木の所有者及び所有者の承諾を得た住宅等管理者が行う、危険木の伐採、撤去及び処分に要する費用に対し、別の定めるところにより助成を行うことができる。

(関係行政機関等との連携)

第10条 町長は、緊急を要する場合は、町の区域を管轄する警察、危険木が存在する町内会の代表者やその他の関係機関と必要な措置について協議することができる。

(専門家の意見及び助言)

第11条 町長は、必要に応じて条例の施行に関する事項について専門家の意見及び助言を求めることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第34号

福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月11日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

福島町印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和60年福島町条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(登録資格) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができない。 (1) (略) (2) 成年被後見人 (登録印鑑) 第6条 (略) 2 (略) 3 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に 記録されている 氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。	(登録資格) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができない。 (1) (略) (2) 意思能力を有しない者(アに掲げる者を除く。) (登録印鑑) 第6条 (略) 2 (略) 3 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に 記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。) がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

附 則
この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第35号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月11日提出

福島町長 鳴海 清春

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第4条 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に、6月に支給する場合には100分の <u>222.5</u> 、12月に支給する場合には100分の <u>222.5</u> を乗じて得た額に、それぞれ100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	第4条 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に、6月に支給する場合には100分の <u>225.0</u> 、12月に支給する場合には100分の <u>225.0</u> を乗じて得た額に、それぞれ100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。
(期末手当に関する特別措置)
- 2 令和元年12月に支給される期末手当に限り、改正後の条例にかかわらず、第4条第2項中「222.5」を「227.5」とする。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第36号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月11日提出

福島町長 鳴海 清春

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当) 第19条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者が所属する次の各号に<u>掲げる</u>職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次の項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に</p>	<p>(勤勉手当) 第19条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者が所属する次の各号に<u>定める</u>職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次の項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に</p>

100分の45を乗じて得た額の総額 3～5 (略)	100分の45を乗じて得た額の総額 3～5 (略)
------------------------------	------------------------------

別表1を次のように改める。

別表第1
給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	号俸	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	

30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400

71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			

	112	300,600	349,500				
	113	300,800	350,000				
	114	301,000					
	115	301,300					
	116	301,700					
	117	301,900					
	118	302,100					
	119	302,400					
	120	302,700					
	121	303,100					
	122	303,300					
	123	303,600					
	124	303,900					
	125	304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

第2条 職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当) 第19条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者が所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次の項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合</p>	<p>(勤勉手当) 第19条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者が所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次の項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得</p>

<p>においては100分の92.5、12月に支給する場合においては97.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

(規則への委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第37号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和元年12月11日提出

福島町長 鳴海 清春

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限についての手続及び効果に関する条例(昭和30年条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(失職の例外) 第5条 任命権者は、地方公務員法 第16条第2号 に該当するに至った職員のうち、その罪が過失による交通事故であり、かつ、刑の執行を猶予させられた者については、情状により、特に失職しないものとするができる。	(失職の例外) 第5条 任命権者は、地方公務員法 第16条第1号 に該当するに至った職員のうち、その罪が過失による交通事故であり、かつ、刑の執行を猶予させられた者については、情状により、特に失職しないものとするができる。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和30年条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職者の給与) 第17条 (略) 2～4 (略) 5 第2項及び第3項に規定する職員が当該各号に規定する期間内で期末手当基準日前1月以内に退職し、 若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、 又は死亡したときは、基準	(退職者の給与) 第17条 (略) 2～4 (略) 5 第2項及び第3項に規定する職員が当該各号に規定する期間内で期末手当基準日前1月以内に退職し又は死亡したときは、基準日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める

日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員についてはこの限りでない。

6・7 (略)
(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3まで及び附則第14項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、**若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し**、又は死亡した職員(第17条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2・3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、**若しくは失職**、又は死亡した職員にあつては、退職し、**若しくは失職**、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 (略)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方

職員についてはこの限りでない。

6・7 (略)
(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3まで及び附則第14項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(第17条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2・3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 (略)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方

公務員法第28条の規定により失職した職員(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3)・(4) (略)

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第17条第5項の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次の項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

公務員法第28条の規定により失職した職員

(3)・(4) (略)

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第17条第5項の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次の項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 職員等の旅費に関する条例(昭和52年条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(旅費の支給) 第3条 (略) 2 (略) 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法 第28条第4項 又は第29条の規定により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。 4～7 (略)	(旅費の支給) 第3条 (略) 2 (略) 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法 第16条各号 又は第29条の規定により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。 4～7 (略)

(福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第23条 (略) 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) (略) (2) 法第18条の5各号及び法 第34条の20第1項第4号 のいずれにも該当しない者 3 (略)	(職員) 第23条 (略) 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) (略) (2) 法第18条の5各号及び法 第34条の20第1項第3号 のいずれにも該当しない者 3 (略)

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第 38 号

第 5 次福島町総合計画の変更について

第 5 次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第 11 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年 12 月 11 日提出

福島町長 鳴海 清春

1. 第 5 次福島町総合計画前期実施計画（H28～R1）・展望計画
2. 第 5 次福島町総合計画新旧対照表
3. 第 5 次福島町総合計画後期実施計画（R2～R5）・展望計画

基本方向	項目	件数	総事業費	年度別内訳			R元	R2~R5
				28	29	30		
				件数	R元	件数		
産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成	水産業・水産加工業	12	777,000	228,900	388,900	81,500	77,700	7
	農業	2	10,000	2,500	2,500	2,500	2,500	4
	林業	8	161,500	35,000	30,800	39,200	56,500	6
	商工業、地場産品	5	594,300	131,900	182,000	151,900	128,500	3
	観光・交流	18	234,900	37,700	86,900	76,800	33,500	9
	産業創造と雇用労働対策	6	176,400	71,400	35,800	34,100	35,100	5
	小計	51	1,954,100	507,400	726,900	386,000	333,800	34
	保健予防、健康づくり	3	55,000	13,100	8,900	20,900	12,100	4
	地域医療	3	151,900	6,900	3,600	137,800	3,600	1
	地域福祉	2	24,200	7,400	5,600	5,600	5,600	2
町民の安全安心な暮らし・がん予防対策の充実	高齢者の福祉	4	170,600	117,000	14,900	34,200	4,500	3
	小計	12	401,700	144,400	33,000	198,500	25,800	10
	土地利用	1	12,900	0	6,000	6,900	0	2
	自然保護、環境共生	0	0	0	0	0	0	1
	公園・緑地、景観、環境美化	1	99,600	35,600	37,000	27,000	0	0
	ごみ処理、リサイクル	1	32,600	32,600	0	0	0	0
	水道、排水・し尿処理	11	334,200	151,700	60,000	50,000	72,500	8
	道路網	14	694,100	173,100	195,500	184,400	141,100	9
	公共交通、情報通信	4	45,900	22,100	5,100	5,100	13,600	3
	住宅	11	665,900	34,100	120,200	314,500	197,100	6
豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実	児童福祉、子育て支援	3	99,200	53,300	15,600	16,300	14,000	5
	火葬場、墓地	1	9,000	0	0	9,000	0	1
	防災	4	69,400	15,900	28,500	25,000	0	1
	消防・救急	10	159,300	14,500	38,800	92,500	13,500	2
	交通安全・防犯	2	27,920	1,500	20	8,800	17,600	1
	小計	63	2,250,020	534,400	506,720	739,500	469,400	39
	生涯学習（推進体制）	1	2,800	0	0	2,800	0	1
	幼児教育、学校教育	12	289,410	51,410	91,900	71,500	74,600	11
	スポーツ	1	2,100	0	2,100	0	0	2
	芸術文化、文化財	4	7,200	3,000	0	2,500	1,700	1
学び合い、たくましい人を育てる	地域間交流、国際化	1	8,300	1,200	2,300	2,500	2,300	1
	小計	19	309,810	55,610	96,300	79,300	78,600	16
	コミュニケーション	1	106,000	12,600	2,200	43,900	47,300	1
	広報・広聴、情報発信	2	14,710	1,210	4,500	4,500	4,500	4
	行政運営	8	106,010	63,800	7,200	12,310	22,700	5
	財政運営	1	2,600	2,600	0	0	0	0
	小計	12	229,320	80,210	13,900	60,710	74,500	10
	総合計	157	5,144,950	1,322,020	1,376,820	1,464,010	982,100	109

基本方向	項目	件数	総事業費	年度別内訳			R元	R2~R5
				28	29	30		
				件数	R元	件数		
産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成	水産業・水産加工業	12	777,000	228,900	388,900	81,500	77,700	7
	農業	2	10,000	2,500	2,500	2,500	2,500	4
	林業	8	161,500	35,000	30,800	39,200	56,500	6
	商工業、地場産品	5	634,300	131,900	182,000	151,900	168,500	3
	観光・交流	18	234,900	37,700	86,900	76,800	33,500	9
	産業創造と雇用労働対策	6	176,400	71,400	35,800	34,100	35,100	5
	小計	51	1,994,100	507,400	726,900	386,000	373,800	34
	保健予防、健康づくり	3	55,000	13,100	8,900	20,900	12,100	4
	地域医療	3	151,900	6,900	3,600	137,800	3,600	1
	地域福祉	2	24,200	7,400	5,600	5,600	5,600	2
町民の安全安心な暮らし・がん予防対策の充実	高齢者の福祉	4	170,600	117,000	14,900	34,200	4,500	3
	小計	12	401,700	144,400	33,000	198,500	25,800	10
	土地利用	1	12,900	0	6,000	6,900	0	2
	自然保護、環境共生	0	0	0	0	0	0	1
	公園・緑地、景観、環境美化	1	99,600	35,600	37,000	27,000	0	0
	ごみ処理、リサイクル	1	32,600	32,600	0	0	0	0
	水道、排水・し尿処理	11	334,200	151,700	60,000	50,000	72,500	8
	道路網	14	694,100	173,100	195,500	184,400	141,100	9
	公共交通、情報通信	4	45,900	22,100	5,100	5,100	13,600	3
	住宅	11	665,900	34,100	120,200	314,500	197,100	6
豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実	児童福祉、子育て支援	3	99,200	53,300	15,600	16,300	14,000	5
	火葬場、墓地	1	9,000	0	0	9,000	0	1
	防災	4	69,400	15,900	28,500	25,000	0	1
	消防・救急	10	159,300	14,500	38,800	92,500	13,500	2
	交通安全・防犯	2	27,920	1,500	20	8,800	17,600	1
	小計	63	2,250,020	534,400	506,720	739,500	469,400	39
	生涯学習（推進体制）	1	2,800	0	0	2,800	0	1
	幼児教育、学校教育	12	289,410	51,410	91,900	71,500	74,600	11
	スポーツ	1	2,100	0	2,100	0	0	2
	芸術文化、文化財	4	7,200	3,000	0	2,500	1,700	1
学び合い、たくましい人を育てる	地域間交流、国際化	1	8,300	1,200	2,300	2,500	2,300	1
	小計	19	309,810	55,610	96,300	79,300	78,600	16
	コミュニケーション	1	106,000	12,600	2,200	43,900	47,300	1
	広報・広聴、情報発信	2	14,710	1,210	4,500	4,500	4,500	4
	行政運営	8	106,010	63,800	7,200	12,310	22,700	5
	財政運営	1	2,600	2,600	0	0	0	0
	小計	12	229,320	80,210	13,900	60,710	74,500	10
	総合計	157	5,184,950	1,322,020	1,376,820	1,464,010	1,022,100	109

変更前

2頁

総括表(事業主体別内訳)

事業主体別内訳	件数	年度別内訳				R元	R2~R5 件数	展望計画
		28	29	30	31			
町	国庫支出金	747,000	319,100	200,400	120,300	499,300		
	道支出金	157,800	31,500	35,000	27,400	133,100		
	町負担金	0	0	0	0	0		
	地方債	1,988,600	531,700	620,500	421,900	1,041,500		
	その他	731,950	98,650	213,400	179,300	636,300		
	一般財源	1,016,400	323,970	252,610	174,100	1,179,800		
	事業費	4,641,750	1,125,420	1,321,910	923,000	3,490,000		
国庫支出金	0	0	0	0	0			
道支出金	0	0	0	0	0			
町負担金	0	0	0	0	0			
地方債	24,000	5,000	19,000	19,000	54,000			
その他	0	0	0	0	0			
一般財源	1,800	0	1,800	0	0			
事業費	25,800	5,000	1,800	19,000	54,000			
国庫支出金	0	0	0	0	0			
道支出金	0	0	0	0	0			
町負担金	0	0	0	0	0			
地方債	134,900	32,500	84,400	11,000	16,500			
その他	0	0	0	0	0			
一般財源	57,000	14,600	8,100	2,500	0			
事業費	191,900	47,100	92,500	13,500	16,500			
国庫支出金	1,900	1,900	0	0	0			
道支出金	0	0	0	0	9,800			
町負担金	0	0	0	0	0			
地方債	229,600	124,000	41,200	11,500	266,000			
その他	19,000	19,000	0	0	0			
一般財源	35,000	6,500	6,600	15,100	49,000			
事業費	285,500	149,500	47,800	26,600	324,800			

変更後

2頁

総括表(事業主体別内訳)

事業主体別内訳	件数	年度別内訳				R元	R2~R5 件数	展望計画
		28	29	30	31			
町	国庫支出金	747,000	319,100	200,400	120,300	499,300		
	道支出金	157,800	63,900	35,000	27,400	133,100		
	町負担金	0	0	0	0	0		
	地方債	1,988,600	531,700	620,500	421,900	1,041,500		
	その他	771,950	98,650	213,400	219,300	636,300		
	一般財源	1,016,400	323,970	252,610	174,100	1,179,800		
	事業費	4,681,750	1,125,420	1,321,910	963,000	3,490,000		
国庫支出金	0	0	0	0	0			
道支出金	0	0	0	0	0			
町負担金	0	0	0	0	0			
地方債	24,000	5,000	19,000	19,000	54,000			
その他	0	0	0	0	0			
一般財源	1,800	0	1,800	0	0			
事業費	25,800	5,000	1,800	19,000	54,000			
国庫支出金	0	0	0	0	0			
道支出金	0	0	0	0	0			
町負担金	0	0	0	0	0			
地方債	134,900	32,500	84,400	11,000	16,500			
その他	0	0	0	0	0			
一般財源	57,000	14,600	8,100	2,500	0			
事業費	191,900	47,100	92,500	13,500	16,500			
国庫支出金	1,900	1,900	0	0	0			
道支出金	0	0	0	0	9,800			
町負担金	0	0	0	0	0			
地方債	229,600	124,000	41,200	11,500	266,000			
その他	19,000	19,000	0	0	0			
一般財源	35,000	6,500	6,600	15,100	49,000			
事業費	285,500	149,500	47,800	26,600	324,800			

変更前

6頁

【基本方向】 産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）

【項目】 商工業、地場産品

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				雇用計画 (32~35)
			28	29	30	31	
極島町が人ばる地元企業等応援事業	町	397.500	0	158,700	133,800	105,000	200,000
(略)							
項目合計	5	594.300	131,900	182,000	151,900	128.500	3

変更後

6頁



【基本方向】 産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）

【項目】 商工業、地場産品

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				雇用計画 (32~35)
			28	29	30	31	
極島町が人ばる地元企業等応援事業	町	437.500	0	158,700	133,800	145,000	200,000
(略)							
項目合計	5	634.300	131,900	182,000	151,900	168.500	3

第5次福島町総合計画新旧対照表

変更前	変更後
<p>II 基本構想</p> <p>福島町が目指すまちづくりは、まちづくり基本条例第3条に掲げる「5つのまちづくりの目標」によって進められています。</p> <p>まちづくり基本条例に掲げる「5つのまちづくりの目標」 (まちづくりの目標)</p> <p>第3条 わたしたち町民は、町民憲章を基に、次のとおりまちづくりの目標を定めます。</p> <p>(1)健康で、たがいに尊重し、楽しい家庭をつくります。 (2)きまわりを守り、助け合い、明るいまちをつくります。 (3)自然を愛し、環境をととのえ、美しいまちをつくります。 (4)知性を高め、文化を育て、学びあうまちをつくります。 (5)生産の工夫をし、元気に働き、豊かなまちをつくります。</p> <p>この「5つのまちづくりの目標」は、福島町が目指す普遍的な目標であり、これらの目標の実現に向け第5次福島町総合計画における、今後8年間において重点施策を次のとおり定めました。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;">重点的に行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担うリーダー等の育成 ・産業の再生による雇用の創出 ・若者等の定住促進と子育て環境の充実 ・がん予防対策の充実 ・高齢者等の安心安全な生活環境の充実 	<p>II 基本構想</p> <p>福島町が目指すまちづくりは、まちづくり基本条例第3条に掲げる「5つのまちづくりの目標」によって進められています。</p> <p>まちづくり基本条例に掲げる「5つのまちづくりの目標」 (まちづくりの目標)</p> <p>第3条 わたしたち町民は、町民憲章を基に、次のとおりまちづくりの目標を定めます。</p> <p>(1)健康で、たがいに尊重し、楽しい家庭をつくります。 (2)きまわりを守り、助け合い、明るいまちをつくります。 (3)自然を愛し、環境をととのえ、美しいまちをつくります。 (4)知性を高め、文化を育て、学びあうまちをつくります。 (5)生産の工夫をし、元気に働き、豊かなまちをつくります。</p> <p>この「5つのまちづくりの目標」は、福島町が目指す普遍的な目標であり、これらの目標の実現に向け第5次福島町総合計画における、今後8年間において重点施策を次のとおり定めました。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;">重点的に行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担うリーダー等の育成 ・産業の再生による雇用の創出 ・若者等の定住促進と子育て環境の充実 ・がん予防対策の充実 ・高齢者等の安心安全な生活環境の充実 ・地域資源を活用した交流人口の促進 ・第2青函トンネル構想の実現

第5次福島町総合計画新旧対照表

変更前		変更後																																																																																			
<p>III 基本計画</p> <p>第1章 産業の再生による雇用の創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）</p> <p>1 水産業・水産加工業</p>		<p>III 基本計画</p> <p>第1章 産業の再生による雇用の創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）</p> <p>1 水産業・水産加工業</p>																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標とする指標</th> <th>現状 /H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁業協同組合員数（人）</td> <td>184</td> <td>182</td> <td>180</td> <td>178</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>漁業協同組合取扱金額（百万円）</td> <td>1,700</td> <td>1,700</td> <td>1,700</td> <td>1,700</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>コンブ生産量（t）</td> <td>332</td> <td>322</td> <td>322</td> <td>322</td> <td>322</td> </tr> <tr> <td>水産業担い手支援者数（人：累計）</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>17</td> <td>20</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>水産物地域ブランド取扱件数（件）</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	漁業協同組合員数（人）	184	182	180	178	176	漁業協同組合取扱金額（百万円）	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	コンブ生産量（t）	332	322	322	322	322	水産業担い手支援者数（人：累計）	11	14	17	20	23	水産物地域ブランド取扱件数（件）	3	3	3	3	3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標とする指標</th> <th>現状 /R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁業協同組合員数（人）</td> <td>166</td> <td>164</td> <td>162</td> <td>160</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>漁業協同組合取扱金額（百万円）</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>コンブ生産量（t）</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>水産業担い手支援者数（人：累計）</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>25</td> <td>27</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>水産物地域ブランド取扱件数（件）</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	目標とする指標	現状 /R元	R2	R3	R4	R5	漁業協同組合員数（人）	166	164	162	160	158	漁業協同組合取扱金額（百万円）	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	コンブ生産量（t）	500	500	500	500	500	水産業担い手支援者数（人：累計）	23	23	25	27	29	水産物地域ブランド取扱件数（件）	3	5	5	5	5												
目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31																																																																																
漁業協同組合員数（人）	184	182	180	178	176																																																																																
漁業協同組合取扱金額（百万円）	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700																																																																																
コンブ生産量（t）	332	322	322	322	322																																																																																
水産業担い手支援者数（人：累計）	11	14	17	20	23																																																																																
水産物地域ブランド取扱件数（件）	3	3	3	3	3																																																																																
目標とする指標	現状 /R元	R2	R3	R4	R5																																																																																
漁業協同組合員数（人）	166	164	162	160	158																																																																																
漁業協同組合取扱金額（百万円）	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500																																																																																
コンブ生産量（t）	500	500	500	500	500																																																																																
水産業担い手支援者数（人：累計）	23	23	25	27	29																																																																																
水産物地域ブランド取扱件数（件）	3	5	5	5	5																																																																																
<p>2 農業</p>		<p>2 農業</p>																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標とする指標</th> <th>現状 /H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専業農家戸数（戸）</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>経営耕地面積（ha）</td> <td>125</td> <td>125</td> <td>125</td> <td>125</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>米収穫量（t）</td> <td>87</td> <td>87</td> <td>87</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>農林業担い手支援者数（人）</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>農産物加工品取扱件数（件）</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>有害鳥獣駆除従事者数（人）</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	専業農家戸数（戸）	8	8	8	8	8	経営耕地面積（ha）	125	125	125	125	125	米収穫量（t）	87	87	87	100	100	農林業担い手支援者数（人）	1	1	2	2	2	農産物加工品取扱件数（件）	8	9	9	10	10	有害鳥獣駆除従事者数（人）	3	3	3	4	4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標とする指標</th> <th>現状 /R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専業農家戸数（戸）</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>経営耕地面積（ha）</td> <td>125</td> <td>125</td> <td>125</td> <td>125</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>米収穫量（t）</td> <td>82</td> <td>87</td> <td>87</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>農林業担い手支援者数（人）</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>農産物加工品取扱件数（件）</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>有害鳥獣駆除従事者数（人）</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	目標とする指標	現状 /R元	R2	R3	R4	R5	専業農家戸数（戸）	8	8	8	8	8	経営耕地面積（ha）	125	125	125	125	125	米収穫量（t）	82	87	87	100	100	農林業担い手支援者数（人）	1	1	2	2	2	農産物加工品取扱件数（件）	8	9	9	10	10	有害鳥獣駆除従事者数（人）	4	4	4	4	4
目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31																																																																																
専業農家戸数（戸）	8	8	8	8	8																																																																																
経営耕地面積（ha）	125	125	125	125	125																																																																																
米収穫量（t）	87	87	87	100	100																																																																																
農林業担い手支援者数（人）	1	1	2	2	2																																																																																
農産物加工品取扱件数（件）	8	9	9	10	10																																																																																
有害鳥獣駆除従事者数（人）	3	3	3	4	4																																																																																
目標とする指標	現状 /R元	R2	R3	R4	R5																																																																																
専業農家戸数（戸）	8	8	8	8	8																																																																																
経営耕地面積（ha）	125	125	125	125	125																																																																																
米収穫量（t）	82	87	87	100	100																																																																																
農林業担い手支援者数（人）	1	1	2	2	2																																																																																
農産物加工品取扱件数（件）	8	9	9	10	10																																																																																
有害鳥獣駆除従事者数（人）	4	4	4	4	4																																																																																

第5次福島町総合計画新旧対照表

変更前										変更後				
3 林業										3 林業				
目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	現状 /R元	目標とする指標	R2	R3	R4	R5			
林業専用道の整備延長 (m)	7,983	8,383	8,783	9,183	9,583	10,173	林業専用道の整備延長 (m)	10,173	10,473	10,973	11,373			
森林整備面積 (ha)	17	17	17	17	17	17	森林整備面積 (ha)	20	20	20	20			
原木シイタケ生産量 (t)	7	8	8	8	8	10	原木シイタケ生産量 (t)	10	10	10	10			
4 商工業、地場産品										4 商工業、地場産品				
目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	現状 /R元	目標とする指標	R2	R3	R4	R5			
商工業者数 (件)	224	216	208	200	192	222	商工業者数 (件)	216	210	204	198			
商店街を利用したイベントの年間開催数 (回)	3	3	3	3	3	2	商店街を利用したイベントの年間開催数 (回)	2	2	2	2			
物産展等への年間参加回数 (回)	4	4	4	4	4	4	物産展等への年間参加回数 (回)	4	4	4	4			
物産展等への年間参加事業者数 (社)	1	1	1	1	1	1	物産展等への年間参加事業者数 (社)	1	2	2	2			
商工会への補助事業(件数)	2	2	2	2	1	2	商工会への補助事業(件数)	2	2	2	2			

第5次福島町総合計画新旧対照表

変更前											変更後				
5 観光・交流											5 観光・交流				
目標とする指標		現状 /H27	H28	H29	H30	H31	目標とする指標		現状 /R元	R2	R3	R4	R5		
観光客の年間入込数 (人)		70,100	80,000	80,000	80,000	80,000	観光客の年間入込数 (人)		75,446	80,000	85,000	90,000	95,000		
横綱記念館の入館者数 (人)		9,376	11,000	11,000	11,000	11,000	横綱記念館の入館者数 (人)		11,018	11,000	11,000	11,000	11,000		
青函トンネル記念館の入館者数 (人)		8,360	10,000	10,000	10,000	10,000	青函トンネル記念館の入館者数 (人)		9,151	10,000	10,000	10,000	10,000		
観光イベントの年間開催数 (回)		12	12	12	12	12	観光イベントの年間開催数 (回)		7	7	7	7	7		
区分	現状	課題	施策				区分	現状	課題	施策					
観光施設	(略)	(略)	(略)				観光施設	(略)	(略)	(略)					
観光メニュー	(略)	(略)	① (略) ② (略)				観光メニュー	(略)	(略)	① (略) ② (略) ③殿様街道の歴史的資源、千軒そばなどの地域資源及び岩部クルーズ事業を活用し、千軒、岩部地区を中心に引き続き事業展開を図り、町外へ積極的に情報発信することにより交流人口の拡大を目指します。					
観光企画、観光イベント	(略)	(略)	(略)				観光企画、観光イベント	(略)	(略)	(略)					

第5次福島町総合計画新旧対照表

変更前											変更後				
6 産業創造と雇用労働者対策											6 産業創造と雇用労働者対策				
目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	現状 /R元	R2	R3	R4	R5					
産業活性化サポート事業の補助件数 (件)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
農林水産業担い手支援者の総数(人)※ 再掲	12	15	19	22	25	23	23	25	27	29					
進出企業サポート(件)	0				1	0				1					
起業件数(件)	0				1	0				1					
第2章 町民の安心安全な暮らし・がん予防対策の充実(保健・医療・福祉)											第2章 町民の安心安全な暮らし・がん予防対策の充実(保健・医療・福祉)				
1 保健予防、健康づくり											1 保健予防、健康づくり				
目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	現状 /R元	R2	R3	R4	R5					
特定健診の受診率(%)	50	55	60	60	60	26	55	60	60	60					
特定健診の保健指導率(%)	60	60	60	60	60	75	80	80	80	80					
肺がん検診年間受診者数(人)	400	440	440	440	440	375	440	440	440	440					
健康フェスティバル参加者数 (人)	220	220	220	220	220	200	220	220	220	220					
吉岡温泉の年間利用者数(人)	67,000	68,000	67,000	66,000	65,000	65,120	66,000	66,000	66,000	65,000					

第5次福島町総合計画新旧対照表

変更前										変更後				
2 地域医療										2 地域医療				
目標とする指標					現状 /H27	H28	H29	H30	H31	現状 /R元				
医療機関数 (件)					4	4	4	4	4	4				
3 地域福祉										3 地域福祉				
目標とする指標					現状 /H27	H28	H29	H30	H31	現状 /R元				
介護生活支援サポーターの登録者数 (人)					43	43	43	43	43	43				
4 高齢者の福祉										4 高齢者の福祉				
目標とする指標					現状 /H27	H28	H29	H30	H31	現状 /R元				
要介護者の割合 (%)					17% 以下	18% 以下	20% 以下	22% 以下	24% 以下	16% 以下				
老人クラブの加入率 (%)					26	28	30	32	34	20				
ふれあい教室年間開催数 (回)					90	90	90	90	90	70				

第5次福島町総合計画新旧対照表

変更前						変更後					
5 障がい者の福祉						5 障がい者の福祉					
目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	現状 /R元	R2	R3	R4	R5	
障がい者団体会員数 (人)	26	26	26	26	26	20	20	20	20	20	
ふれあいスポーツ大会、渡島障がい者福祉・スポーツ大会参加者数 (人)	10	24	10	24	10	6	10	24	10	24	
バリアフリー化されている公共施設数 (箇所)	12	12	12	12	13	12	12	12	12	13	
6 生活福祉、社会保障						6 生活福祉、社会保障					
目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	現状 /R元	R2	R3	R4	R5	
要保護世帯数 (世帯)	117	116	114	112	110	106	105	104	103	102	
特定健診の受診率 (%) ※再掲	50	55	60	60	60	26	55	60	60	60	
要介護者の割合 (%) ※再掲	17% 以下	18% 以下	20% 以下	22% 以下	24% 以下	16% 以下	20% 以下	22% 以下	24% 以下	26% 以下	
国民年金制度等の町民周知年間回数 (回)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	

第5次福島町総合計画新旧対照表

変更前		変更後								
<p>第3章 豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）</p> <p>1 土地利用</p>										
<p>目標とする指標</p> <p>遊木農地の解消面積 (ha)</p> <p>水源涵養町有林面積 (ha)</p>	<p>現状 /H27</p> <p>0</p> <p>565</p>	H28	H29	H30	H31	<p>現状 /R元</p> <p>0</p> <p>565</p>	R2	R3	R4	R5
		—	—	—	0.5		—	—	—	0.5
		565	565	565	565		565	565	565	565
<p>2 自然保護、環境共生</p>										
<p>目標とする指標</p> <p>自然保護監視員活動回数 (回)</p> <p>浄化槽の普及率 (%)</p> <p>広報等による環境保護意識の啓発回数 (回)</p>	<p>現状 /H27</p> <p>84</p> <p>17</p> <p>5</p>	H28	H29	H30	H31	<p>現状 /R元</p> <p>78</p> <p>20</p> <p>5</p>	R2	R3	R4	R5
		84	84	84	84		78	78	78	78
		17	19	21	24		22	24	26	28
		5	5	5	5		5	5	5	5
<p>3 公園・緑地、景観、環境美化</p>										
<p>目標とする指標</p> <p>都市公園の老朽化施設改修数 (件)</p> <p>ボランティア清掃活動数 (回)</p> <p>町が管理している街路樹本数 (本)</p>	<p>現状 /H27</p> <p>1</p> <p>8</p> <p>142</p>	H28	H29	H30	H31	<p>現状 /R元</p> <p>—</p> <p>8</p> <p>142</p>	R2	R3	R4	R5
		1	1	1	1		—	—	—	—
		8	8	8	8		8	8	8	8
		142	147	152	162		142	142	142	142

第5次福島町総合計画新旧対照表

変更前										変更後				
4 ごみ処理、リサイクル										4 ごみ処理、リサイクル				
目標とする指標										目標とする指標				
現状/H27	H28	H29	H30	H31	現状/R元	R2	R3	R4	R5	現状/R元	R2	R3	R4	R5
75	76	77	78	80	58	60	62	64	66	58	60	62	64	66
0.40	0.37	0.35	0.33	0.30	0.37	0.36	0.35	0.34	0.33	0.37	0.36	0.35	0.34	0.33
9.6	9.9	10.2	10.5	11.0	6.0	9.0	12.0	15.0	17.0	6.0	9.0	12.0	15.0	17.0
5 水道、排水・し尿処理										5 水道、排水・し尿処理				
目標とする指標										目標とする指標				
現状/H27	H28	H29	H30	H31	現状/R元	R2	R3	R4	R5	現状/R元	R2	R3	R4	R5
89	89	89	100	100	42.0	55.8	72.5	86.2	100.0	42.0	55.8	72.5	86.2	100.0
136	154	172	182	192	138	148	158	168	178	138	148	158	168	178
6 道路網										6 道路網				
目標とする指標										目標とする指標				
現状/H27	H28	H29	H30	H31	現状/R元	R2	R3	R4	R5	現状/R元	R2	R3	R4	R5
3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
0	105	620	1,131	1,131	820	654	287	1,182	507	820	654	287	1,182	507
39.5	39.5	39.5	39.5	39.5	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
52	52	52	53	54	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
0	0	1	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

第5次福島町総合計画新旧対照表

変更前		変更後																																															
7 公共交通、情報通信	7 公共交通、情報通信																																																
【基本目標】	【基本目標】																																																
◎ (略)	◎ (略)																																																
◎ (略)	◎ (略)																																																
◎ (略)	◎ (略)																																																
	◎第2青函トンネル構想の実現を目指します。																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標とする指標</th> <th>現状 /H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デマンドバスの年間利用者数 (人)</td> <td>2,700</td> <td>2,700</td> <td>2,700</td> <td>2,700</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>高速通信サービス提供地の利用世帯数 (世帯)</td> <td>427</td> <td>435</td> <td>440</td> <td>445</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>路線バス維持に関する協議会開催回数 (回)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	デマンドバスの年間利用者数 (人)	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	高速通信サービス提供地の利用世帯数 (世帯)	427	435	440	445	450	路線バス維持に関する協議会開催回数 (回)	1	1	1	1	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標とする指標</th> <th>現状 /R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デマンドバスの年間利用者数 (人)</td> <td>2,760</td> <td>2,760</td> <td>2,760</td> <td>2,760</td> <td>2,760</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>路線バス維持に関する協議会開催回数 (回)</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	目標とする指標	現状 /R元	R2	R3	R4	R5	デマンドバスの年間利用者数 (人)	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760	(削除)	—	—	—	—	—	路線バス維持に関する協議会開催回数 (回)	2	2	2	2	2
目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31																																												
デマンドバスの年間利用者数 (人)	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700																																												
高速通信サービス提供地の利用世帯数 (世帯)	427	435	440	445	450																																												
路線バス維持に関する協議会開催回数 (回)	1	1	1	1	1																																												
目標とする指標	現状 /R元	R2	R3	R4	R5																																												
デマンドバスの年間利用者数 (人)	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760																																												
(削除)	—	—	—	—	—																																												
路線バス維持に関する協議会開催回数 (回)	2	2	2	2	2																																												

第5次福島町総合計画新旧対照表

変更前				変更後			
区分	現状	課題	施策	区分	現状	課題	施策
路線バス	(略)	(略)	(略)	路線バス	(略)	(略)	(略)
デマンドバス	(略)	(略)	(略)	デマンドバス	(略)	(略)	(略)
バス待合所	(略)	(略)	(略)	バス待合所	(略)	(略)	(略)
通信基盤、通信環境	(略)	(略)	(略)	通信基盤、通信環境	(略)	(略)	(略)
第2青函トンネル	<p>・青函トンネル内は、在来線の貨物列車とのすれ違い時の安全性を確保するため、新幹線の最高速度は160km/hに抑えられています。</p> <p>・現在、民間3団体から「第2青函トンネル構想」が提言されており、道内経済界からも必要性を訴える声が出されておりま</p>	<p>●国は、新幹線の速度問題を解決するための対策を検討していますが、2030年に予定されている北海道新幹線の札幌延伸に向けては、大幅な時間短縮が求められるものと考えられます。</p>	<p>① 第2青函トンネルは、新幹線の最高性能を発揮するための抜本的な解決策となり得るものと考えられますので、青函トンネル工事基地の当町から、「第2青函トンネル構想」の実現に向けて情報発信するとともに、関係者と連携を図りながら日に見える活動を展開します。</p>				

第5次福島町総合計画新旧対照表

変更前		変更後								
8 住宅						8 住宅				
目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	現状 /R元	R2	R3	R4	R5
公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の住環境向上戸数 (戸)	0	24	24	32	64	0	4	0	0	0
空き家バンク登録件数 (件)	2	3	3	3	4	2	3	3	3	4
定住促進住宅等奨励金補助件数 (件)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
9 児童福祉、子育て支援						9 児童福祉、子育て支援				
目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	現状 /R元	R2	R3	R4	R5
ゆりっこ広場の年間開催数 (回)	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
乳幼児健診の実施数 (回)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
10 火葬場、墓地						10 火葬場、墓地				
目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	現状 /R元	R2	R3	R4	R5
墓地公園の未許可区画数 (区画)	77	72	67	62	57	59	54	49	44	39

第5次福島町総合計画新旧対照表

変更前		変更後				
1 1 防災	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	1 1 1 1 1
目標とする指標						R5
防災訓練回数 (回)	1	1	1	1	1	1
防災活動を行っている自主防災組織数 (組織)	38	38	38	38	38	38
がけ地等危険区域整備要望箇所数 (件)	12	12	12	12	12	9
1 1 防災	現状 /R元	R2	R3	R4	R5	9 9 9 9 9
目標とする指標						
防災訓練回数 (回)	1	1	1	1	1	1
防災活動を行っている自主防災組織数 (組織)	38	38	38	38	38	38
治山事業要望箇所数 (件)	9	9	9	9	9	9
1 2 消防・救急	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	3 3 3 3 3
目標とする指標						R5
防火意識高揚イベントの年間開催数 (回)	3	3	3	3	3	4
住宅用火災警報器の設置数 (%)	62.1	70	80	90	100	85
普通救命講習の年間受講者数 (人)	80	85	90	95	100	125
消防計画に基づき施設等整備件数 (件)	3	3	2	3	0	1
1 2 消防・救急	現状 /R元	R2	R3	R4	R5	4 4 4 4 4
目標とする指標						
防火意識高揚イベントの年間開催数 (回)	4	4	4	4	4	4
住宅用火災警報器の設置数 (%)	67	70	75	80	85	85
普通救命講習の年間受講者数 (人)	105	110	115	120	125	125
消防計画に基づき施設等整備件数 (件)	2	1	1	1	1	1
1 3 交通安全・防犯	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	0 0 0 0 0
目標とする指標						R5
死亡交通事故の発生件数 (件)	0	0	0	0	0	0
防犯啓発イベントの参加回数 (回)	3	3	3	3	3	3
1 3 交通安全・防犯	現状 /R元	R2	R3	R4	R5	0 0 0 0 0
目標とする指標						
死亡交通事故の発生件数 (件)	0	0	0	0	0	0
防犯啓発イベントの参加回数 (回)	3	3	3	3	3	3

第5次福島町総合計画新旧対照表

変更前										変更後				
第4章 学び合い、たくましい人を育てる (教育・文化)										第4章 学び合い、たくましい人を育てる (教育・文化)				
1 生涯学習 (推進体制)										1 生涯学習 (推進体制)				
目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	現状 /R元	R2	R3	R4	R5				
文化系生涯学習ボランティアの人数 (人)	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40				
町民一人当たりの図書年間貸出冊数 (冊)	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6				
町民の図書室利用者登録数 (人)	700	700	700	700	700	509	600	600	600	600				
2 幼児教育、学校教育										2 幼児教育、学校教育				
目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	現状 /R元	R2	R3	R4	R5				
学校給食における地場産物の使用割合 (%)	35	40	45	50	50	48	50	50	50	50				
福島商業高等学校への入学者 (町内外含む) 数 (人)	22	20	20	20	20	12	12	12	12	12				
学習支援等臨時教員配置数 (人)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3				
先進地視察研修の派遣教員数 (人)	4	4	4	4	4	10	10	10	10	10				
3 社会教育、青少年の育成										3 社会教育、青少年の育成				
目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	現状 /R元	R2	R3	R4	R5				
全講座の年間参加率 (%)	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4	11	10	10	10	10				
高齢者学級年間開催数 (回)	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5				

第5次福島町総合計画新旧対照表

変更前										変更後				
4 スポーツ										4 スポーツ				
目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	現状 /R元	目標とする指標	R2	R3	R4	R5			
全事業の年間参加率 (%)	36	36	36	36	36	47	全事業の年間参加率 (%)	40	40	40	40			
総合体育館の一人当たり年間利用回数 (回)	4	4	4	4	4	5	総合体育館の一人当たり年間利用回数 (回)	5	5	5	5			
町民プールの一人当たり年間利用回数 (回)	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	1.0	町民プールの一人当たり年間利用回数 (回)	1.0	1.0	1.0	1.0			
パークゴルフ場の一人当たり年間利用 回数 (回)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.0	パークゴルフ場の一人当たり年間利用 回数 (回)	2.0	2.0	2.0	2.0			
体育系生涯学習指導者登録数 (人)	26	30	30	30	30	16	体育系生涯学習指導者登録数 (人)	20	20	20	20			
スポーツ関連施設数 (箇所)	6	6	6	6	6	6	スポーツ関連施設数 (箇所)	6	6	6	6			
5 芸術文化、文化財										5 芸術文化、文化財				
目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	現状 /R元	目標とする指標	R2	R3	R4	R5			
文化団体数 (団体)	18	18	18	18	18	21	文化団体数 (団体)	21	21	21	21			
町民文化祭入場者数 (人)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,533	町民文化祭入場者数 (人)	1,600	1,600	1,600	1,600			
無形文化財公開回数 (回)	26	26	26	26	26	8	無形文化財公開回数 (回)	10	10	10	10			

第5次福島町総合計画新旧対照表

変更前											変更後				
6 地域間交流、国際化											6 地域間交流、国際化				
目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	現状 /R元	R2	R3	R4	R5					
友好市町相互交流年間参加人数 (人)	22	18	22	18	22	13	14	14	14	14					
ふるさと会交流回数 (回)	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3					
外国語表記施設数 (箇所)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
A L T配置数 (人)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
<u>メールマガジン配信回数 (回)</u>	10	10	10	12	12										
第5章 協働のまちづくり・行政運営の充実 (住民活動、行財政)											第5章 協働のまちづくり・行政運営の充実 (住民活動、行財政)				
1 コミュニティ											1 コミュニティ				
目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	現状 /R元	R2	R3	R4	R5					
地域生活学級年間開催数 (回)	3	5	5	5	5	3	5	5	5	5					
コミュニティ活動支援事業数 (件)	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5					
<u>公共施設維持保全計画に基づく町内会館等の調査件数 (件)</u>	4	4	4	2	2	1	3	4	2	1					
第5章 協働のまちづくり・行政運営の充実 (住民活動、行財政)											第5章 協働のまちづくり・行政運営の充実 (住民活動、行財政)				
2 まちづくり、助成の参画											2 まちづくり、助成の参画				
目標とする指標	現状 /H27	H28	H29	H30	H31	現状 /R元	R2	R3	R4	R5					
各種審議会の女性委員の登用割合 (%)	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38					
まちづくり推進会議で採択したふるさと応援基金活用事業 (件)	1	1	1	1	1										

第5次福島町総合計画新旧対照表

変更前		変更後				
3	広報・広聴、情報発信	現状 /H27	H28	H29	H30	H31
	目標とする指標					
	町ホームページ年間アクセス件数(件)	62,000	64,000	66,000	68,000	70,000
	移動町長室等の年間開催数(件)	2	2	1	1	1
3	広報・広聴、情報発信	現状 /R元	R2	R3	R4	R5
	目標とする指標					
	戸別受信機を活用した広報活動(件)	350	385	425	425	425
	町政懇談会の開催(回)	1	1	1	1	1
4	行政運営	現状 /H27	H28	H29	H30	H31
	目標とする指標					
	職員定員管理適正化計画に基づく役場の職員数(人)	78	81	84	83	83
	職員研修の年間開催件数(回)	15	15	15	15	15
4	行政運営	現状 /R元	R2	R3	R4	R5
	目標とする指標					
	職員定員管理適正化計画に基づく役場の職員数(人)	90	92	92	92	92
	職員研修の年間開催件数(回)	33	33	33	33	33

第5次福島町総合計画新旧対照表

変更前			変更後		
5 財政運営			5 財政運営		
目標とする指標	現状/H27	H28	H29	H30	H31
財政調整基金の残高 (百万円)	1,782	1,730	1,653	1,642	1,523
町税収納率 (%)	89.93	89	89	89	89
経常収支比率 (%)	91% 以下	90% 以下	90% 以下	90% 以下	90% 以下
実質公債費比率 (%)	10.6	12% 以下	14% 以下	15% 以下	15% 以下
広報等による財政状況の公表回数 (回)	2	2	2	2	2
			現状/R元	R4	R5
			1,208	1,062	1,016
			91	91	91
			90% 以下	90% 以下	90% 以下
			15% 以下	15% 以下	15% 以下
			2	2	2
6 広域行政			6 広域行政		
目標とする指標	現状/H27	H28	H29	H30	H31
共同で行っている事務・事業の件数 (件)	19	19	19	20	20
			現状/R元	R4	R5
			20	20	20

議案第 39 号

令和元年度福島町一般会計補正予算（第 4 号）

令和元年度福島町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 85,552 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,039,504 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和元年 12 月 11 日提出

福島町長 鳴海 清春

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 国 庫 支 出 金		254,045	1,916	255,961
	1 国 庫 負 担 金	116,510	1,477	117,987
	2 国 庫 補 助 金	136,616	439	137,055
13 道 支 出 金		184,132	6,942	191,074
	1 道 負 担 金	112,028	873	112,901
	2 道 補 助 金	47,955	6,069	54,024
14 財 産 収 入		14,887	8,402	23,289
	2 財 産 売 払 収 入	2,182	8,402	10,584
16 繰 入 金		376,950	74,192	451,142
	2 基 金 繰 入 金	376,082	74,192	450,274
19 町	債	464,173	△ 5,900	458,273
	1 町 債	464,173	△ 5,900	458,273
歳 入 合 計		3,953,952	85,552	4,039,504

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		498,059	82,951	581,010
	1 総 務 管 理 費	327,992	42,951	370,943
	7 財 政 基 金 費	118,973	40,000	158,973
3 民 生 費		473,611	3,403	477,014
	1 社 会 福 祉 費	365,454	182	365,636
	2 児 童 福 祉 費	102,649	3,221	105,870
4 衛 生 費		358,205	1,176	359,381
	1 保 健 衛 生 費	126,535	1,100	127,635
	2 清 掃 費	231,670	76	231,746
6 農 林 水 産 業 費		177,360	822	178,182
	2 林 業 費	67,630	688	68,318
	3 水 産 業 費	99,043	134	99,177
7 商 工 費		96,919	878	97,797
	1 商 工 費	96,919	878	97,797
8 土 木 費		436,344	1,100	437,444
	3 河 川 費	3,699	500	4,199
	4 都 市 計 画 費	19,340	600	19,940

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		232,873	△ 525	232,348
	1 消 防 費	232,873	△ 525	232,348
10 教 育 費		255,853	3,693	259,546
	1 教 育 総 務 費	113,639	2,400	116,039
	2 小 学 校 費	28,339	820	29,159
	4 社 会 教 育 費	20,353	320	20,673
	5 保 健 体 育 費	78,824	153	78,977
12 諸 支 出 金		213,396	339	213,735
	2 特 別 会 計 繰 出 金	209,896	339	210,235
13 職 員 給 与 費		548,377	△ 8,285	540,092
	1 職 員 給 与 費	548,377	△ 8,285	540,092
歳 出 合 計		3,953,952	85,552	4,039,504

第2表 地方債補正（変更）

(単位：千円)

起債の目的	補		正		補		正		後		
	限度額	起債の方法	利率	率	起債の方法	率	起債の方法	率	起債の方法	償還の方法	
コンブ養殖係留ブロック設置事業債	13,100	普通貸借又は証券発行	3.0%以内				左同じ	左同じ	7,200	左同じ	左同じ
					償還の方法 政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えることのできる。						

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金	254,045	1,916	255,961
13 道支出金	184,132	6,942	191,074
14 財産収入	14,887	8,402	23,289
16 繰入金	376,950	74,192	451,142
19 町債	464,173	△ 5,900	458,273
歳入合計	3,953,952	85,552	4,039,504

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	498,059	82,951	581,010			40,000	42,951
3 民生費	473,611	3,403	477,014	2,350			1,053
4 衛生費	358,205	1,176	359,381				1,176
6 農林水産業費	177,360	822	178,182	6,069	△ 5,900		653
7 商工費	96,919	878	97,797	439			439
8 土木費	436,344	1,100	437,444				1,100
9 消防費	232,873	△ 525	232,348				△ 525
10 教育費	255,853	3,693	259,546				3,693
12 諸支出金	213,396	339	213,735				339
13 職員給与費	548,377	△ 8,285	540,092				△ 8,285
歳出合計	3,953,952	85,552	4,039,504	8,858	△ 5,900	40,000	42,594

歳

入

2 歳入

1 2 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	116,204	1,477	117,681	3 児童福祉費負担金	1,477	施設型給付国庫負担金	1,477
計	116,510	1,477	117,987				

(単位：千円)

1 2 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

5 工商費国庫補助金	19,272	439	19,711	1 地方創生推進交付金	439	地方創生推進交付金(岩部海岸クルーズ事業分)	439
計	136,616	439	137,055				

1 3 款 道支出金

1 項 道負担金

1 民生費負担金	108,167	873	109,040	6 児童福祉費負担金	873	施設型給付負担金	873
計	112,028	873	112,901				

1 3 款 道支出金

2 項 道補助金

4 農林水産業費補助金	27,236	6,069	33,305	3 水産業費補助金	6,069	日本海漁業振興対策事業補助金	6,069
計	47,955	6,069	54,024				

14款 財産収入
2項 財産売却収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 有価証券売却収入	0	8,402	8,402	1 有価証券売却収入	8,402	函館空港ビルディング株式会社株券売却収入 8,402
計	2,182	8,402	10,584			

16款 繰入金
2項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	195,016	34,192	229,208	1 財政調整基金繰入金	34,192	財政調整基金繰入金 34,192
7 がんばる地元企業等応援基金繰入金	85,000	40,000	125,000	1 がんばる地元企業等応援基金繰入金	40,000	がんばる地元企業等応援基金繰入金 40,000
計	376,082	74,192	450,274			

19款 町債
1項 町債

4 農林水産業債	46,000	5,900	40,100	2 水産業債	5,900	コンブ養殖係留ブロック設置事業債 5,900
計	464,173	5,900	458,273			

歳

出

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	明	
				特 国 道 支 出 金	財 定 地 方 債	財 源 そ の 他			区 分
1 一般管理費	96,729	737	97,466			737	9 旅費	720	一般管理費 9 普通旅費 300 9 赴任旅費 420 庁舎管理費 17 12 各種手数料 17
6 企画費	17,664	349	18,013			349	11 需用費	217	福島町総合戦略策定事業費 11 消耗品費 200 11 印刷製本費 17 12 通信運搬費 132
13 電子計算費	24,233	385	24,618			385	13 委託料	385	電子計算費 13 電子計算機システム変更委託料 385
15 電子自治体 推進費	16,185	1,480	17,665			1,480	11 需用費	600	電子自治体推進費 11 消耗品費 600
19 がんばる地 元企業等 応援事業費	105,000	40,000	145,000		40,000		13 委託料	880	電子計算機システム運用委託料 880
					繰入金		19 負担金・補助 及び交付金	40,000	がんばる地元企業等応援事業費 40,000 19 施設投資助成金 40,000
計	327,992	42,951	370,943	0	0	2,951			

2 款 総務費
7 項 財政基金費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		明
				特定財源	地方債その他	一般財源	区分	金額	
9 がんばる地元企業等応援基金費	66,596	40,000	106,596			40,000	25 積立金	40,000	がんばる地元企業等応援基金費 25 積立金 40,000
計	118,973	40,000	158,973	0	0	40,000			

3 款 民生費
1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	193,593	182	193,775			182	11 需用費	182	安心生活創造事業費 11 消耗品費 182
計	365,454	182	365,636	0	0	182			

3 款 民生費
2 項 児童福祉費

2 児童措置費	51,290	3,221	54,511	2,350		871	19 負担金・補助及び交付金	3,221	児童措置費 19 施設型給付負担金 3,221
				国庫支出金 1,477					

3 款 民生費
2 項 児童福祉費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		明
				特 国 道 支 出 金	地 方 債	源 所 の 他	区 分	金 額	
				道 支 出 金 873					
計	102,649	3,221	105,870	2,350	0	0		871	

4 款 衛生費
1 項 保健衛生費

9 温泉健康保 養センター 管理運営費	54,766	1,100	55,866			1,100	13 委託料	1,100	温泉健康保養センター管理運営費 13 温泉補給水管洗浄等業務委託料 1,100
計	126,535	1,100	127,635	0	0	1,100			

51

4 款 衛生費
2 項 清掃費

2 広域事務組 合費	117,498	76	117,574			76	19 負担金・補助 及び交付金	76	広域事務組合費 19 渡島西部広域事務組合負担金(衛生部門) 76
計	231,670	76	231,746	0	0	76			

3 款 民生費 4 款 衛生費

6 款 農林水産業費
2 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		明
				特 国道支出金	定 地方債	財 源 その他	区 分	金 額	
4 熊等による被害対策費	3,730	688	4,418			688	7 賃金	517	熊等による被害対策費 7 ハンター賃金 8 ヒグマ等捕獲報償費
計	67,630	688	68,318	0	0	688	8 報償費	171	

6 款 農林水産業費
3 項 水産業費

2 水産振興費	81,401	134	81,535	6,069	5,900	35	19 負担金・補助 及び交付金	134	漁協実施事業補助費 19 日本海漁業振興対策事業補助金
計	99,043	134	99,177	6,069	5,900	35			

7 款 商工費
1 項 商工費

3 観光費	27,920	878	28,798	439		439	11 需用費	878	岩部海岸わくわくクルーズ事業費 11 印刷製本費
計	96,919	878	97,797	439	0	439			

8 款 土木費
3 項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		明
				特 国道支出金	財 地方債	源 その他	区 分	金 額	
1 河川総務費	3,699	500	4,199			500	14 使用料及び賃 借料	500	河川総務費 14 車輛借上料 500
計	3,699	500	4,199	0	0	500			

8 款 土木費
4 項 都市計画費

3 住環境整備 事業費	10,604	600	11,204			600	19 負担金・補助 及び交付金	600	空家等対策支援事業費 19 空家等除却補助金 600
計	19,340	600	19,940	0	0	600			

9 款 消防費
1 項 消防費

2 広域事務組 合費	221,109	525	220,584			525	19 負担金・補助 及び交付金	525	広域事務組合費 19 渡島西部広域事務組合負担金（消防部門） 525
計	232,873	525	232,348	0	0	525			

10款 教育費
1項 教育総務費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国 道 支 出 金	定 地 方 債	財 源 そ の 他	区 分	金 額	
3 教育振興費	43,427	2,400	45,827			2,400	21 貸付金	2,400	奨学資金貸付費 21 奨学資金貸付金
計	113,639	2,400	116,039	0	0	2,400			

10款 教育費
2項 小学校費

1 学校管理費	28,339	820	29,159			820	11 需用費	820	各学校校舍繕事業費 11 修繕費
計	28,339	820	29,159	0	0	820			

10款 教育費
4項 社会教育費

1 社会教育総務費	14,732	60	14,792			60	1 報酬	50	60	社会教育総務費
							9 旅費	10	10	1 社会教育委員報酬 9 社会教育委員費用弁償

10 款 教育費
4 項 社会教育費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		明
				特 国 道 支 出 金	地 方 債	財 源 の 他	区 分	金 額	
3 卓球場 運営費	2,701	260	2,961			260	11 需用費	260	卓球場運営費 11 修繕費
計	20,353	320	20,673	0	0	320			

10 款 教育費
5 項 保健体育費

2 総合体育館 運営費	12,221	153	12,374			153	18 備品購入費	153	総合体育館運営費 18 暖房用機器購入費
計	78,824	153	78,977	0	0	153			

12 款 諸支出金
2 項 特別会計繰出金

1 繰出金	209,896	339	210,235			339	28 繰出金	339	繰出金 28 国民健康保険特別会計繰出金 28 介護保険特別会計繰出金 28 町立診療所特別会計繰出金
計	209,896	339	210,235	0	0	339			

13款 職員給与と費
1項 職員給与と費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
				特 国 道 支 出 金	地 方 債	財 源 の 他	一 般 財 源			
1 職員給与と費	548,377	8,285	540,092				8,285	7,947	職員給与と費	
								1,621	2 特別職給 2 一般職給 3 扶養手当	
								1,283	3 期末手当(特別職) 3 期末手当(一般職) 3 寒冷地手当(一般職) 3 管理職手当 3 住居手当(特別職) 3 住居手当(一般職) 3 時間外勤務手当 3 勤勉手当 3 通勤手当 4 共済組合負担金 4 退職手当組合負担金 4 公立学校共済組合負担金 4 退職手当組合事前納付金 4 退職手当組合負担金精算分	
計	548,377	8,285	540,092	0	0	0	8,285			

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(千円)

区 分	人数 (人)	報酬	給 与 費						共済費	合 計	備 考	
			給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計				
補正後	長 等	3		22,987	9,729 4.50		351	228	33,295	14,580	47,875	
	議 員	10	23,596		9,951 4.50				33,547	7,722	41,269	
	その他の特別職		17,278						17,278		17,278	
	計	13	40,874	22,987	19,680		351	228	84,120	22,302	106,422	
補正前	長 等	3		22,560	9,621 4.45		351	264	32,796	13,465	46,261	
	議 員	10	23,596		9,951 4.45				33,547	7,722	41,269	
	その他の特別職		17,278						17,278		17,278	
	計	13	40,874	22,560	19,572		351	264	83,621	21,187	104,808	
比 較	長 等			427	108				499	1,115	1,614	
	議 員											
	その他の特別職											
	計			427	108				-36	499	1,115	1,614

2. 一般職

(1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	72		231,906	137,493	369,399	134,788	504,187	
補 正 前	73		240,280	139,186	379,466	134,620	514,086	
比 較	-1		-8,374	-1,693	-10,067	168	-9,899	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特別 勤務手当
		補正後	4,803	51,772	37,671	4,884	4,560	5,057	25,151	40	555
	補正前	4,946	52,611	37,399	5,031	4,778	4,979	25,816	40	586	120
	比 較	-143	-839	272	-147	-218	78	-665		-31	

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
		補正後	2,880							
	補正前	2,880								139,186
	比 較									-1,693

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 -8,374	千円 その他の増減分 -8,374	異動等による減 給与改定によるもの	-8,917 543
職員手当	-1,693	その他の増減分 -1,693	異動等によるもの 扶養手当 期末手当(一般職) 寒冷地手当(一般職) 管理職手当 住居手当(一般職) 時間外勤務手当 勤勉手当 通勤手当	-143 -839 -147 -218 78 -665 272 -31

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

議案第40号

令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,655千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ787,318千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月11日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 道支出金		577,825	13,095	590,920
	1 道負担金	577,825	13,095	590,920
4 繰入金		61,389	560	61,949
	1 他会計繰入金	61,389	560	61,949
歳入合計		773,663	13,655	787,318

第1表 歳入歳出予算補正

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		6,291	647	6,938
	1 総務管理費	2,279	647	2,926
2 保険給付費		580,431	13,008	593,439
	1 療養諸費	503,920	167	504,087
	2 高額療養費	74,450	12,000	86,450
	4 助産諸費	1,261	841	2,102
歳出合計		773,663	13,655	787,318

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 道 支 出 金	577,825	13,095	590,920
4 繰 入 金	61,389	560	61,949
歳入合計	773,663	13,655	787,318

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	6,291	647	6,938	647			
2 保険給付費	580,431	13,008	593,439	12,448		560	
歳出合計	773,663	13,655	787,318	13,095		560	

歳

入

2 歳 入

3 款 道支出金

1 項 道負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 保険給付費等負担金	577,825	13,095	590,920	1 保険給付費等 交付金（普通 交付金）	12,448	保険給付費等交付金（普通交付金）	12,448
				2 保険給付費等 負担金（特別 交付金）	647	特別調整交付金分	647
計	577,825	13,095	590,920				

65 4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	61,389	560	61,949	2 一般会計繰入 金	560	出産育児一時金繰入金	560
計	61,389	560	61,949				

歳

出

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		明
				特 国 道 支 出 金	財 地 方 債 の 他	源 所 の 他	区 分	金 額	
1 一般管理費	1,366	647	2,013	647			13 委託料	647	一般管理費 13 電子計算機システム変更委託料 647
計	2,279	647	2,926	647	0	0			

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

5 審査支払手数料	1,000	167	1,167	167			12 役務費	167	審査支払手数料 167
計	503,920	167	504,087	167	0	0			12 審査支払手数料 167

67

2 款 保険給付費

2 項 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	72,000	12,000	84,000	12,000			19 負担金・補助 及び交付金	12,000	一般被保険者高額療養費 12,000 19 一般被保険者高額療養費 12,000
計	74,450	12,000	86,450	12,000	0	0			

2款 保険給付費
4項 助産諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国道支出金	定 地方債	財 源 その他	区 分	金 額	
1 出産育児一時金	1,261	841	2,102	281		560	12 役務費	1	出産育児一時金 841
				道支出金		繰入金	19 負担金・補助 及び交付金	840	12 出産育児一時金支払事務手数料 1 19 出産育児一時金 840
計	1,261	841	2,102	281	0	560			

議案第41号

令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ547,768千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月11日提出

福島町長 鳴海 清春

保険事業勘定

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰 入 金		68,955	71	69,026
	1 一般会計繰入金	66,950	71	67,021
歳 入 合 計		547,697	71	547,768

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費		44,546	71	44,617
	3 包括的支援事業	21,647	71	21,718
歳出合計		547,697	71	547,768

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	68,955	71	69,026
歳入合計	547,697	71	547,768

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 地域支援事業費	44,546	71	44,617			71	
歳出合計	547,697	71	547,768			71	

歳

入

2 歳入

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
3 その他繰入金	405	71	476	1 事務費繰入金	71	事務費繰入金	71
計	66,950	71	67,021				

歳

出

3 歳出

3 款 地域支援事業費

3 項 包括的支援事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		明
				特 国 道 支 出 金	地 方 債	財 源 の 他	区 分	金 額	
1 包括的支援 事業費	21,647	71	21,718			71	3 職員手当等	44	包括的支援事業費 3 勤労手当 44
						繰入金	4 共済費	27	4 共済組合負担金 58
計	21,647	71	21,718	0	0	71			4 共済組合追加費用負担金 31

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(千円)

区 分	人数 (人)	報酬	給料	給 与 費					計	共済費	合 計	備 考
				期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当					
補正後	長 等											
	議 員											
	その他の特別職	10	150						150		150	
	計	10	150						150		150	
補正前	長 等											
	議 員											
	その他の特別職	10	150						150		150	
	計	10	150						150		150	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											

2. 一般職

(1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	2		9,105	5,568	14,673	4,956	19,629	
補 正 前	2		9,105	5,524	14,629	4,929	19,558	
比 較				44	44	27	71	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特別 勤務手当
		補正後	540	2,286	1,671	161		234	556		120
	補正前	540	2,286	1,627	161		234	556		120	
	比 較			44							

職員手当の内訳	区分	児童手当									計
		補正後									
	補正前										5,524
	比 較										44

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 千円	増減事由別内訳 千円	説明	備 考
給料				
職員手当	44	給与改定に伴う増分 勤勉手当	44	

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

議案第42号

令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）

令和元年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ292千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,014千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月11日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		27,402	△ 292	27,110
	1 他会計繰入金	27,402	△ 292	27,110
歳入合計		79,306	△ 292	79,014

第1表 歳入歳出予算補正

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		38,339	△ 292	38,047
	1 総務管理費	38,339	△ 292	38,047
歳出合計		79,306	△ 292	79,014

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	27,402	△ 292	27,110
歳入合計	79,306	△ 292	79,014

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	38,339	△ 292	38,047			△ 292	
歳出合計	79,306	△ 292	79,014			△ 292	

歳

入

2 歳入

2 款 繰入金 1 項 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	27,401	292	27,109	1 一般会計繰入金	292	一般会計繰入金	292
計	27,402	292	27,110				

歳

出

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説 明
				特 国 道 支 出 金	財 地 方 債	財 源 そ の 他			
1 一般管理費	38,339	292	38,047			292 繰入金			一般管理費 292
							2 給料	37	一般管理費 292
							3 職員手当等	296	2 一般職給 37 3 扶養手当 154 3 期末手当(一般職) 22
							4 共済費	33	3 寒冷地手当(一般職) 51 3 時間外勤務手当 5 3 勤労手当 48 3 通勤手当 224 4 共済組合負担金 33
計	38,339	292	38,047	0	0	292			

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(千円)

区 分	人数 (人)	報酬	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計			
補正後	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										
補正前	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										

2. 一般職

(1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	5		15,005	7,649	22,654	7,809	30,463	
補 正 前	5		14,968	7,945	22,913	7,842	30,755	
比 較			37	-296	-259	-33	-292	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特別 勤務手当
		補正後	302	3,345	2,444	460			927		51
	補正前	456	3,367	2,396	409			922		275	
	比 較	-154	-22	48	51			5		-224	

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
		補正後	120							
	補正前	120								7,945
	比 較									-296

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 千円	増減事由別内訳	説明	備 考
給料	37	給与改定によるもの	37	
職員手当	-296	異動等によるもの 扶養手当 期末手当 寒冷地手当 通勤手当	-349 -154 -22 51 -224	
		給与改定によるもの 勤勉手当 時間外手当	53 48 5	

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

議案第43号

令和元年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和元年度福島町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費用	95,583千円	364千円	95,947千円
第1項 営業費用	93,492千円	364千円	93,856千円

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	14,332千円	364千円	14,696千円

令和元年12月11日提出

福島町長 鳴海 清春

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 水道事業費用			95,583	364	95,947
	1. 営業費用		93,492	364	93,856
		2. 配水及び給水費	21,952	364	22,316

予算説明書

令和元年度 福島町水道事業会計補正予算実施計画説明書

収益的収入及び支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
						区分	金額		
1.	水道事業費用		95,583	364	95,947				
	1.	営業費用	93,492	364	93,856				
		2 配水及び給水費	21,952	364	22,316	給料	18	一般職給(2人)	18
						手当等	283	扶養手当 期末手当 勤勉手当 住居手当 時間外勤務手当	13 4 33 6 227
						法定福利費	58	共済組合負担金例月 共済組合負担金手当 退職手当組合負担金 共済組合追加費用負担金 退職手当組合事前納付金	67 12 3 △ 25 1
						賞与引当金繰入額	5	賞与引当金繰入額	5

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(千円)

区 分	職員数		給 与 費					法定福 利 費	合 計	備 考
	特別職 (人)	職員数 (人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	2		6,392		4,504	10,896	3,728	14,624	
	資本勘定支弁職員									
	合 計	2		6,392		4,504	10,896	3,728	14,624	
補正前	損益勘定支弁職員	2		6,374		4,221	10,595	3,670	14,265	
	資本勘定支弁職員									
	合 計	2		6,374		4,221	10,595	3,670	14,265	
比 較	損益勘定支弁職員			18		283	301	58	359	
	資本勘定支弁職員									
	合 計			18		283	301	58	359	

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	児童手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当
	補正後	373	1,542	1,127	183		526		753		
補正前	360	1,538	1,094	183		520		526			
比 較	13	4	33			6		227			

職員手当の内訳	区 分	管理職員特 別勤務手当								計
	補正後									
補正前										4,221
比 較										283

(1) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備 考
給料	千円 18	給与改定によるもの	千円 18	
職員手当	283	給与改定によるもの 期末手当 勤勉手当 異動等によるもの 扶養手当 住居手当 その他増分 時間外勤務手当	37 4 33 19 13 6 227 227	

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

報告第6号

福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について

福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱第5条の規定により報告する。

令和元年12月11日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 答弁指定事項進捗状況調査調書（別冊のとおり）